

# 靖国神社と国家的追悼施設

藤田 尚則（創価大学）

## はじめに

2001年8月13日、小泉純一郎首相は、靖国神社に参拝後、「私は、二度とわが国が戦争への道を歩むことがあってはならないと考えています。私は、あの困難な時代に祖国の未来を信じて先陣に散っていった方々の御霊の前で、今日の平和と繁栄が、その尊い犠牲の上に築かれていることに改めて思いをいたし、年ごとに平和への誓いを新たにしてみました」との談話を発表した（なお、後述のように、本件公式参拝をめぐって東京、千葉、大阪、松山、福岡、那覇の全国6件の違憲訴訟が提起され、現在審理中乃至判決が確定している）。

また、その中で、同首相は、「今後の問題として、靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠をささげるにはどのようにすればよいか、議論する必要があると考えております。」と提案している<sup>1)</sup>。

かかる首相提案を受けて、2001年12月14日、福田康夫官房長官（当時）は、官房長官の私的諮問機関として「追悼・平和祈念のための記念碑等の在り方を考える懇談会」（以下、追悼・平和祈念懇談会という）を設置する旨を記者会見で発表し、施設の必要性や種類、名称、設置場所などを議論、1年をめどに結論を出すとした。

これを受け、同年12月19日、首相官邸で同懇談会の初会合が開かれたが、首相の靖国神社参拝に明確且つ積極的に反対を表明した委員は、新聞報道を見る限りいないように見受けられる<sup>2)</sup>。

そして、追悼・平和祈念懇談会は、以後10回の会合を重ね<sup>3)</sup>、2002年12月24日、「報告書」をまとめ、その中で、「日本及び世界の平和を祈念するための国立の無宗教の施設」を設置すべき旨の提言をおこなった<sup>4)</sup>。

ところで、1997年9月23日に日米両政府で合意を見た「日米防衛協力のための指針」、所謂「新ガイドライン」の策定を受け、1999年5月28日、「周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態措置法）」、「改正自衛隊法」、「改定日米物品役務相互提供協定」が成立し、「戦争をする国家」体制の構築を足早に推し進めている。

同年8月には、「国旗及び国歌に関する法律」、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」、「改正住民基本台帳法」が制定され、国民の心までも国家の管理・支配の下に置こうとする体制作りも、加速度的に国民不在の中で着々と推し進められているように考えられる。

翌2000年10月11日には、INSS特別レポート「米国と日本；成熟したパートナーシップに向けて（通称・アーミテージ報告<sup>5)</sup>）」が発表され、同レポートは日本が一日も早く憲法を改正し、集団的自衛権を認め、世界各地で軍事行動を展開するアメリカ軍に加担するよう強く指摘している。

さらに、2001年9月11日のWTC等への同時多発テロ事件を受け、早くも同年11月2日、国会は「テロ対策特別措置法」を制定、即日施行し、インド洋へ海上自衛隊（員）を派遣（兵）したのである。

このような一連の動きの中で、1999年8月6日、将来起きてくるであろうと予測される「犠牲者の発生」という事態を暗々裏に予測してか、また内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝に対する内外からの強い批判・反発を考慮してか、野中弘務官房長官（当時）は、記者会見で「靖国神社は法人格をはずして、純粋な特殊法人とする」、「A級戦犯に戦争責任を負ってもらい、分祀し、外国首脳が献花できる環境を整える」という靖国神社改組構想を明らかにしたのである<sup>6)</sup>。

また、梶山静六元官房長官は、同年8月15日の敗戦記念日に朝日新聞に投稿し、「靖国神社にこだわらず、新たな施設をつくることも検討項目の一つすべきだ」との考えを示し、靖国神社見直し構想を公表している。その中で、梶山

は、「カンボジアでのPKOで殉職された高田晴行警視や、ペルーの日本人大使公邸人質事件で亡くなったペルーの軍関係者も、日本や日本人のために命を落とされた。日本の国際的な役割が広がる中で、こうした人々はまだ出てくるかもしれない」と述べている<sup>7)</sup>。

かかる有力政治家の発言が、前記翌2001年8月13日の首相発言の一要因になったものと考えられ得るが、靖国神社であろうと新たな追悼・平和祈念施設であろうと、政府が考えていることは、「戦争をしない国家」から「戦争をする（を招く）国家」になさんがために「新たな戦死者」への「国家が国民をあげて追悼するための儀礼措置」を設置しようとしていることである。

そこには、「国のために命をなげうった人々に敬意を表する」という戦争の「犠牲者」への追悼・追慕を行うことによって戦争を是とする考えが根っこの部分にあるといわざるを得ないであろう。果たして、戦争で散っていく国民は「犠牲者」なのであろうか。視点を変えれば、「犠牲者」ではなくして、戦争の「被害者」であり、国家は戦争犠牲者にとって「加害者」となるのではなかろうか。

2003年6月6日、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律案（武力攻撃事態対処法案）」、「安全保障会議設置法改正案」、「自衛隊法改正案」が、国民にその内容を詳しく説明されることもなく、国会を通過した。また、2003年8月1日、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」が制定され、法律第137号として公布された。

いよいよ敗戦後日本にとって初めての経験となるイラクという戦闘地域での自衛隊員の活動の可能性が、現実味を帯びてきている。活動は、戦闘に巻き込まれ、不幸にも犠牲者がまったく生じないとはいえない状況下での人道復興支援活動となるであろう。

本稿は、かかる観点に立って、戦後政治の動きの中で靖国神社が政府によってどのように処遇されてきたのか、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝問題がどのように実現されていったのか、更には靖国神社公式参拝を憲法学上いかにとらえるべきかを概観し、追悼・平和祈念懇談会の設置ならびに同懇談会の報告

書の問題点について考察しようとするものである。

## 一 靖国神社関連史

以下、本論との関係で必要な範囲内で、靖国神社並びに日本国憲法第9条をめぐる事項を中心とする敗戦後の歴史の展開を追ってみる<sup>8)</sup>。

- |      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| 1862 | 8  | 2  | 孝明天皇、国事に殉じた尊皇攘夷派志士の「靈魂招集」し、祭祀を行うよう幕府に対して勅文を下す           |
| 1867 | 7  | 4  | 長州藩、一郡一社の招魂社造営を命ず                                       |
| 1868 | 6  | 2  | 江戸城内で招魂祭（東京招魂社のはじめ）                                     |
| 1869 | 6  | 29 | 九段に東京招魂社仮本殿完成、第1回合祀招魂式                                  |
| 1872 | 2  | 28 | 東京招魂社、陸海軍省共同所管となる                                       |
| 1874 | 1  | 27 | 天皇、はじめて東京招魂社参拝  |
| 1879 | 6  | 4  | 東京招魂社を別格官幣社に列し、靖国神社と改称、内務、陸海軍省所管となる                     |
| 1882 | 1  | 4  | 軍人勅諭発布  |
| 1877 | 3  | 17 | 靖国神社、内務省を離れ、陸海軍省のみの所管となる                                |
| 1889 | 2  | 11 | 「大日本帝国憲法」発布   |
| 1890 | 10 | 30 | 「教育勅語」発布  |
| 1891 | 6  | 17 | 文部省、小学校祝日大祭日儀式規定を定める。天皇御真影参拝、教育勅語奉読、君が代合唱方式で全国的に祭日儀式を統一 |
| 1900 | 4  | 27 | 内務省神社局廃止、神社局、宗教局の二局を設置                                  |
| 1914 | 4  | 1  | 陸軍省、靖国神社祭式制定  |
| 1920 | 9  | 16 | 東京帝国大学に神道講座新設   |
| 1939 | 3  | 14 | 全国の招魂社を護国神社と改称  |
|      | 4  | 1  | 内務省告示で、34社の護国神社を指定（太平洋戦争末期には51社となる）                     |
| 1940 | 11 | 9  | 内務省神社局廃止、外局として神祇院設置                                     |

- 1942 11 1 文部省宗教局廃止、教化局設置、宗教事務は教化局宗務課所管となる
- 1945 8 14 「ポツダム宣言」受諾
- 8 15 終戦の詔書
- 9 9 GHQ、神社等保護の作戦指令を発し、靖国神社、乃木神社、統合神社等を米軍警備下に置く
- 10 4 GHQ、「政治的社会的宗教的自由制限撤廃覚書」を発す
- 11 19 靖国神社臨時大招魂祭  
満州事変以来の未合祀者一括合祀のための招魂式を営む
- 11 22 外務省告示（第11号）で関東神宮、南洋神宮廃止、内務省告示（第264号）で朝鮮神宮等外地の16神社廃止
- 12 1 陸軍省廃止、第一、第二復員局設置、靖国神社の管轄は復員省に移行
- 12 15 GHQ、「神道指令」を発す
- 12 22 文部省、「神道指令」の実施要領につき次官通牒を発し、伊勢神宮 遙拝、学校引率の神社参拝を禁止
- 12 28 「宗教団体法」廃止（勅令第718号）  
「宗教法人令」公布（勅令第719号）
- 1946 1 1 天皇、「国運振興の詔書」（天皇人間宣言）
- 2 1 神祇院廃止（勅令第55号）  
軍人恩給停止
- 2 2 「宗教法人令」改正（勅令第70号）、以後神社を宗教として取り扱い、所管が内務省から文部省に移行 靖国神社、以後「宗教法人令」による法人と看做される 国家神道としての神社神道廃止（勅令第71号）
- 2 3 神社本庁発足（尚、靖国神社は神社本庁に所属せず）
- 4 1 「靖国神社規則」制定  
靖国神社合祀通知状第1回発送  
国事に殉じた御霊を祭神とし、神徳光昭、遺族慰謝、平和醇

- 厚なる民風を奨励することを目的としている
- 4 29 靖国神社、戦後初めての戦没者合祀霊璽奉安祭
- 8 19 文部省、神社の奉納金等を町内会等が集金または町内会費から支出することを禁止する旨の通達を发出
- 9 7 靖国神社、単立宗教法人として設立登記
- 9 16 文部省、学校行事の神社参拝、伊勢神宮遥拝禁止等について重ねて通牒を发出
- 11 1 内務・文部両省次官通牒「公葬等について」发出  
     戦没者に対する葬儀に地方官衛又は地方公共団体が慶弔の意を表明することを一切禁止する旨、通牒
- 11 3 「日本国憲法」発布
- 1947 4 53,997柱合祀
- 6 3 文部省、学校が指導して行う宮城遥拝、天皇陛下万歳は中止との通達を发出
- 7 13 靖国神社、第1回「みたま祭」を執行
- 11 17 日本遺族厚生連盟（後の日本遺族会）結成
- 1950 3 23 衆議院遺家族議員連盟結成
- 6 25 朝鮮動乱勃発
- 7 8 GHQ、「警察予備隊」の創設を指令
- 1951 3 14 参議院遺家族議員連盟結成
- 4 3 「宗教法人法」公布・施行（宗教法人令廃止）
- 9 10 文部次官・引揚援護庁次長通牒「戦没者の葬祭などについて」发出  
     宗教団体等が慰霊祭・葬儀などを挙げる際に、①知事、市町村その他公務員がこれに列席すること、その際、慶弔の意を表し、又は弔詞を読むこと、②地方公共団体からの香華、花輪、香華料、玉串料などを贈ることは差し支えない
- 10 18 靖国神社、戦後初の例大祭挙行、吉田茂首相初参拝（以後代理参拝を含め以後6回参拝）

- 1952 4 28 「講和条約」、「日米安保条約」発効  
 前後して、戦没遺族者による靖国神社集団参拝が相次ぐ。各  
 府県では、戦没者遺児の靖国神社集団参拝実施
- 4 30 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」公布  
 戦後初めて軍人・軍属並びに遺族に年金、弔慰金が支給
- 5 2 戦後初の政府主催「第1回全国戦没者追悼式」開催
- 7 30 第13回国会・衆議院「海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調  
 査特別委員会」において、戦後初めて国会の場で戦没者合祀問  
 題が取り上げられる
- 8 1 宗教法人靖国神社設立広告
- 8 日本政府、旧連合国に対して「B・C級戦犯」の赦免勧告・減  
 免勧告を行う。10月には、「A級戦犯を含む全戦犯」の赦免勧  
 告・減輕勧告を行う
- 9 30 靖国神社設立登記完了。「宗教法人法」に基づく単立宗教法人  
 になる
- 10 15 「警察予備隊」を「保安隊」に改組
- 10 16 天皇・皇后、宗教法人靖国神社に初参拝（以後、前後7回にわ  
 たって参拝）
- 11 6 日本遺族厚生連盟、全国戦没者遺族第4回全国大会において  
 靖国神社の慰霊行事に対する国費支弁を求める決議を採択
- 1953 3 11 日本遺族厚生連盟が日本遺族会となる  
 国会の運輸委員会、遺族の靖国神社参拝の国鉄運賃5割引とす  
 る決議を採択  
 戦没者1人につき2人の遺族
- 7 15 戦没者遺族に対し、靖国神社新合祀通知状とともに、国鉄乗車  
 賃5割引券交付となる
- 8 1 軍人恩給復活  
 戦争裁判による死亡者も適用対象となる
- 8 3 衆議院本会議において「戦争犯罪者の赦免に関する決議案」決

## 議

- 10 18 靖国神社秋季例大祭に勅使参向復活（以後例大祭ごとに勅使参向）
- 11 15 戦没者合祀費用調達のための靖国神社奉賛会設立
- 12 8 日本遺族会第5回大会で靖国神社祭祀費用の国家負担を決議
- 12 11 「無名戦没者の墓」建設を閣議決定
- 1954 3 8 「日米相互防衛援助協定（MSA）調印
- 3 27 浦安会（1953年5月19日に結成された護国神社の宮司組織、1956年5月23日から全国護国神社と改称）、「靖国神社、護国神社の公共性確立に関する法的措置研究委員会」の設置決議を行う
- 6 9 「防衛庁設置法」、「自衛隊法」公布
- 1955 2 7 浦安会臨時総会で靖国神社の公共性保持の申し合わせを行い神社本庁、日本遺族会に協力要請
- 7 19 衆参両院の本会議において、戦犯赦免に関する決議案を採決
- 1956 1 25 日本遺族会、第8回大会で靖国神社祭祀費用国庫負担を求める決議を採択（以後、大会ごとに国家護持の決議行う）
- 3 10 浦安会、靖国神社国家護持のための特別立法にあたり、祭祀の伝統を変更しないことを日本遺族会等に要請
- 3 14 自民党「靖国神社法草案要綱」作成
- 3 22 社会党「靖国平和堂（仮称）に関する法案草案要綱」発表
- 3 31 A級戦犯の釈放すべて終了
- 4 19 厚生省引揚援護局長「靖国神社合祀事務に関する協力」につき通牒を發出
- 12 4 「無名戦没者の墓の敷地」を千鳥ヶ淵に閣議決定
- 1957 4 23 天皇・皇后靖国参拝
- 4 25 岸信介首相参拝
- 10 15 天皇・皇后が静岡県護国神社に戦後初の護国神社参拝
- 1958 5 30 B・C級戦犯の釈放終了



- 10 21 岸信介首相参拝
- 1959 1 27 自民党「宗教法人問題特別委員会」を設置し、伊勢神宮、靖国神社等の国家管理を検討
- 4 6 戦争裁判死亡者（法務死＝所謂戦犯）を始めて合祀（B・C級346柱）
- 1960 1 19 「日米新安保条約」調印
- 5 20 自民党、衆議院で「新安保条約」を単独裁決
- 8 26 旧指定護国神社51社に対し、天皇が幣帛贈る
- 10 18 池田勇人首相参拝（1963年9月22日までに計5回参拝）
- 1961 12 31 靖国神社奉賛会、合祀概了したとして解散
- 1962 4 19 日本遺族会「英霊精神に関する報告書」作成  
靖国神社の国家護持、護国神社の都道府県護持を主張
- 1964 2 29 靖国神社当局者が、総理、衆参両院議長等に国家護持を陳情、請願
- 8 15 靖国神社境内内で政府主催の全国戦没者追悼式挙行。天皇・皇后拝礼
- 1965 1 4 佐藤栄作首相伊勢神宮参拝、首相の正月参拝恒例化
- 3 31 「津地鎮祭違憲訴訟」を関口精一氏、名古屋地裁に提訴
- 4 21 佐藤栄作首相参拝（1972年4月22日までに計11回参拝）
- 1967 3 16 「津地鎮祭違憲訴訟」で津地裁合憲判決
- 1969 6 7 靖国神社国家護持国民協議会、32団体で結成される
- 6 30 「靖国神社法案」、自民党が議員立法で第61国会へ初提出（8月5日廃案）
- 11 8 神道政治連盟発足
- 1970 4 14 「靖国法案」第63特別国会に再び提出（5月13日廃案）
- 1971 1 22 「靖国法案」第65国会へ三たび提出
- 5 14 「津地鎮祭違憲訴訟」で名古屋高裁違憲判決
- 5 24 「靖国法案」、衆議院内閣委員会ではじめて提出案理由の説明、同日廃案

- 1972 2 28 厚生省援護局「旧陸軍関係戦没者身分等調査に実施について」の通知発出
- 5 22 「靖国法案」第68国会に四たび提出（6月16日廃案）
- 7 8 田中角栄首相参拝（1974年10月19日までに計6回参拝）
- 1973 1 22 「自衛官合祀拒否訴訟」を中谷康子さん、山口地裁に提訴
- 4 27 「靖国法案」第71国会に五たび提出
- 1974 4 12 衆議院内閣委員会で、徳安委員長が職権で開会、自民党単独裁決、国会空転
- 5 25 「靖国法案」衆議院本会議で自民党単独採決
- 6 3 「靖国法案」、5回目の廃案
- 11 19 防衛庁「宗教的活動について」の次官通達発出  
特定の宗教施設に対する自衛隊員の公式参拝、行事参加及び殉職隊員の神社合祀の推進を禁止
- 1975 4 22 三木武夫首相参拝（1976年10月18日までに計3回参拝）
- 8 15 三木武夫首相、総理として戦後初めて終戦記念日に靖国参拝  
修祓の後、本殿に昇殿し、玉串を奉奠して、二拝二拍一拝を行う正式参拝の方式による。政府、参拝後、私的参拝であるための基準として①公用車を使用しない、②玉串料は公費から支出しない、③記帳には「内閣総理大臣」の肩書きを付さない、④閣僚等の公職者を随行させない、との四条件を示す
- 1976 2 26 「箕面市忠魂碑違憲訴訟」大阪地裁に提訴
- 6 22 「英霊にこたえる会」結成
- 1977 7 13 「津地鎮祭違憲訴訟」で最高裁大法廷合憲判決
- 1978 2 11 政府、「建国記念の日」後援
- 8 15 福田赳夫首相参拝（1978年10月18日までに計4回参拝）  
公用車を使用し、3名の公職者を随行、「内閣総理大臣福田赳夫」と記帳し、玉串料は私費で支払う
- 10 17 A級戦犯、昭和殉職者として密かに合祀（1979年4月19日判明）
- 12 15 三重県議会、全国に先がけ政府による靖国公式参拝請願採択

- 1979 4 21 大平正芳首相参拝（1980年4月21日までに計3回参拝）
- 6 12 「元号法」公布、即日施行
- 6 14 大井民雄衆議院法政局長、「英霊にこたえる議員協議会」において  
 公人の公式参拝は、憲法第20条第3項の国又はその機関による  
 宗教的活動に該当し、政教分離の原則に抵触するものである  
 との見解を発表
- 12 19 岩手県議会、内閣総理大臣、天皇等の公式参拝決議案可決
- 1980 8 15 鈴木善幸首相参拝（1982年10月18日までに計8回参拝）
- 11 5 奥野法務大臣、衆議院法務委員会で公式参拝を合憲と答弁
- 11 17 宮澤喜一官房長官、衆議院議院運営委員会で政府統一見解発表  
 「政府としては、従来から、内閣総理大臣としての資格で靖  
 国神社に参拝することは、憲法第20条第3項との関係で、問  
 題があるとの立場で一貫してきている。右の問題があるとい  
 うことの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということ  
 については、いろいろの考え方があり、政府としては、違憲  
 とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲では  
 ないかとの疑いを、なお、否定できないということである。  
 そこで、政府としては、従来から、事柄の性質上慎重な立場  
 をとり、国务大臣としての資格で靖国神社に参拝することは  
 差し控えることを、一貫した方針としてきたところである。」
- 12 18 角田礼次郎内閣法制局長官、参議院法務委員会で公式参拝に関  
 する政府の厳格解釈示す  
 「閣僚の行う参拝が公式参拝であるかどうかは、もっぱらそ  
 の参拝が公的な資格で参拝したものであるかどうかというこ  
 とにかかるのでございまして、閣議決定を行わない、あるいは  
 玉串料を公費で負担せずに参拝を行えばそれだけで公式参拝  
 にならないとか、あるいは憲法上、一切問題がないとい  
 うふうに解釈するわけにはいかないというふうに私どもと  
 しては考えております。」

- 1981 3 16 「岩手県議会靖国公式参拝決議違憲訴訟」、盛岡地裁に提訴  
 3 18 「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」結成  
 9 25 中山総理府長官の私的諮問機関「戦没者追悼の日に関する懇談会」発足
- 1982 3 24 「箕面市忠魂碑公費移設再建訴訟」で大阪地裁違憲判決  
 6 1 「自衛官合祀拒否訴訟」で広島高裁違憲判決  
 6 28 「愛媛玉串料公費支出違憲訴訟」松山地裁に提訴  
 「岩手県玉串料公費支出違憲訴訟」盛岡地裁に提訴  
 7 22 「栃木県玉串料公費支出違憲訴訟」宇都宮地裁に提訴  
 8 3 「長崎忠魂碑違憲訴訟」長崎地裁に提訴
- 1983 3 1 「箕面市忠魂碑慰霊祭訴訟」で大阪地裁違憲判決  
 4 21 中曽根康弘首相参拝（1985年8月15日までに計10回参拝）  
 6 18 「大阪公有地地蔵像訴訟」大阪地裁に提訴
- 1984 4 13 自民党総務会で公式参拝は合憲との政府統一見解発表
- 1984 8 3 「閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会（靖国懇）」発足、以後21回に亘って会合を重ねる
- 1985 8 9 「靖国懇」、藤波孝生官房長官に「報告書」提出  
 「政府は、この際、大方の国民感情や遺族の心情をくみ、政教分離原則に関する憲法の規定の趣旨に反することなく、また、国民の多数により、支持され、受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拝を実施する方途を検討すべきであると考える。」「靖国神社への参拝という行為は、宗教とのかかわり合いを持つ行為である。したがって、政府は、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に当たっては、憲法第20条第2項（信教の自由）との関係に留意し、制度化によって参拝を義務付ける等、信教の自由を侵すことのないよう配慮すべきである」。
- 8 14 藤波官房長官「公式参拝」は合憲との政府統一見解発表  
 8 15 中曽根康弘首相、靖国神社公式参拝。公用車を使用し、藤波官

房長官、増岡厚相を随行。拝殿で「内閣総理大臣中曾根康弘」と記帳、本殿で一礼、玉串料のかわりに供花料として公費から3万円支出

- 11 19 藤波官房長官、秋季例大祭の見送り正式表明
- 11 28 「播磨靖国公式参拝違憲訴訟」神戸地裁に提訴
- 12 6 「関西靖国公式参拝違憲訴訟」大阪地裁に提訴
- 1986 7 7 平和遺族会全国連絡会結成
- 8 11 「福岡靖国公式参拝違憲訴訟」福岡地裁に提訴
- 8 14 後藤田正晴官房長官、公式参拝を当分控える旨の談話発表
- 1987 3 5 「岩手県議会靖国神社公式参拝決議違憲訴訟」、「岩手県玉串料公費支出違憲訴訟」で盛岡地裁合憲判決
- 7 16 「箕面市忠魂碑違憲訴訟」で大阪高裁合憲判決
- 1988 6 1 「自衛官合祀拒否訴訟」で最高裁大法廷合憲判決
- 1989 1 7 昭和天皇崩御
- 1 9 朝見の儀
- 2 24 大喪の礼
- 3 17 「愛媛玉串料公金支出違憲訴訟」で松山地裁違憲判決
- 1990 2 20 「長崎忠魂碑違憲訴訟」で長崎地裁一部違憲判決
- 11 22 大嘗祭
- 1991 1 10 「岩手県議会靖国神社公式参拝決議違憲訴訟」で仙台高裁、違憲判決
- 4 24 ペルシャ湾へ掃海艇派遣。自衛隊、戦後初めて海外に派兵される
- 1992 2 28 「福岡靖国公式参拝違憲訴訟」で福岡高裁、継続すれば違憲との判断示す
- 5 12 「愛媛玉串料公金支出違憲訴訟」で高松高裁、合憲判決
- 6 18 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO協力法）」成立
- 7 30 「関西靖国公式参拝違憲訴訟」で大阪高裁、違憲判断

- 12 18 「長崎忠魂碑違憲訴訟」で福岡高裁、合憲判決
- 1993 2 16 「箕面市忠魂碑違憲訴訟」で最高裁第三小法廷合憲判決
- 3 18 「播磨靖国公式参拝違憲訴訟」で大阪高裁、公式参拝の違憲性については判断せず。控訴棄却
- 1994 4 26 「日米安全保障に関する共同宣言」  
1978年策定の「旧ガイドライン」の見直し、「日米物品役務相互提供協定（ACSA）」の締結
- 1996 7 29 橋本龍太郎首相、首相として11年ぶりに参拝  
「どういう身分で行ったか」との記者団の質問に「もうどうでもいいだろう」と述べ、公私の区別について「その質問自体がばかげている」と応答。また、記帳の肩書については「内閣総理大臣の時は内閣総理大臣とする」と語り、玉串料は出していないとし、さらに神道様式で参拝したことを明言
- 1997 4 2 「愛媛玉串料公金支出違憲訴訟」で最高裁大法廷違憲判決
- 9 23 「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」の策定
- 1999 5 28 「周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法）」制定
- 8 6 野中広務官房長官、「A級戦犯分祀と靖国神社特殊法人化構想」について発言  
「内外に多くの犠牲を出した戦争だけに、誰かが責任を負わなければならない。東京裁判はいろいろなことを言われるが、それとは別に戦争責任を負わなければならないと考えた時に、やはりA級戦犯に責任を負ってもらって、この方々を分祀することで、靖国はできれば宗教法人格をはずして、純粋な特殊法人として、国家の犠牲となった方々を国家の責任でおまつりする。すべての宗教を問わず国民全体が慰霊を行え、海外に出れば、総理が各国の国立墓地に献花するので、各国首脳が来た時に、わが国の戦没者の国立墓地とでも申しますか、そういうものに献花出来る環境をきちっとしておく

べきだと思う」。

小堀桂一郎「靖国神社を考える会」座長、靖国神社の政府管理に反対を表明

「A級戦犯は法的な根拠なしに裁かれており、戦犯ではない。その人たちを分祀すれば日本人の信仰、宗教生活を根本から破壊してしまう。靖国神社が宗教法人形態を選択させられたのは事実であり、私も靖国法人という考えは持っているが、政府が管理すべきではない。」

冬柴鉄三公明党幹事長、政府に有識者懇談会を設置すべきという考えを示す

「靖国神社のあり方も含めて、学者などの意見を聞いて、きちっと整理すべきだ」。「(A級戦犯の分祀には) 遺族とか、宗教法人の同意がないとできない。無宗教で祭る墓地のようなものができれば、国民もお参りできる」。

- 8 10 力久隆積「新日本宗教団体連合会・信教の自由委員会」委員長、靖国神社の特殊法人化やA級戦の分祀について「宗教法人への政府の介入は憲法が定める政教分離に反する」との意見書を小淵敬三首相に提出

「現に宗教法人として存立している宗教施設のあり方について、政府が干渉することは、憲法第20条の定める『政教分離』規定に反する行為と思量されます。また、政府が神社の宗教的根幹に関わる、ご祭神のお祀りの方法について論及することは、これもまた憲法の『信教の自由』『政教分離』の原則に照らし、厳に慎むべき行為と存じます。総理におかれましては、その点を充分にご配慮の上、内閣の運営にあたられますようお願い申し上げます。付言すれば、政治的な思惑によって、神社のあり方を左右することは神社の神聖性を冒瀆するものであり、かつての過ちを繰り返すことにもなりません」。

- 8 13 「国旗及び国歌に関する法律」公布・即日施行
- 8 15 梶山静六元官房長官、「靖国神社にこだわらず、新たな施設を」との論文を朝日新聞に投稿
- 8 18 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」制定
- 10 21 「箕面市遺族会補助金違憲訴訟」で最高裁第一小法廷合憲判決
- 2000 1 20 衆参両院に「憲法問題調査会」設置
- 5 15 森善朗首相、神道政治連盟国会議員懇談会で結成30周年祝賀会の席上、「日本は天皇中心の神の国」と発言
- 懇談会は、「昭和の日制定や先帝陛下六十年の即位とか、政府側が若干及び腰になるようなことを前面に出して、日本の国はまさに天皇を中心とする神の国であるということを国民にしっかり承知していただくという思いで活動してきた」。「神も仏も大事にしよう」と学校でも社会でも家庭でも言うことが、日本の国の精神論から言えば一番大事なことはないか」とも訴え、宗教教育の重要性を強調
- 6 3 森善朗首相、講演で「国体」発言
- 11 20 INSSレポート「米国と日本；成熟したパートナーシップに向けて」発表
- 12 6 「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」制定
- 2001 4 3 「新しい歴史教科書をつくる会」が主導・編成した中学の歴史と公民の教科書、検定意見が付いた137項目、99項目それぞれを修正し、検定合格
- 4 18 小泉純一郎衆議院議員、自民党総裁選討論会で「尊い命を犠牲に日本のために戦った戦没者たちに敬意と感謝の誠をささげるのは政治家として当然。まして首相に就任したら、8月15日の戦没慰霊祭の日に、いかなる批判があろうと必ず（靖国神社に）参拝する」と発言
- 5 14 小泉首相、衆議院予算委員会で「靖国神社に参拝することが憲法違反だとは思わない」と答弁



- 5 28 日本基督教団「天皇制問題情報センター」、靖国神社への参拝を取り止めることを求める旨の申し入れを首相宛て送付
- 6 1 日本キリスト教協議会、「首相の靖国神社参拝反対の要望書」を首相宛て送付
- 6 30 韓国人の元軍人・軍属とその遺族252人、戦争で受けた損害賠償をもとめ東京地裁に提訴。原告の一部、親族の靖国神社への分祀の絶止を求める
- 外国人による合祀取りやめを求めた訴訟全国で初めて。厚生労働省、「一般論として合祀は靖国神社が決定しており、国は関与していない」と説明
- 7 3 小泉純一郎首相、「千鳥ヶ淵墓苑をもっといいものにしようということに賛成だ。国立墓苑を造ることと靖国参拝とはまったく関係ない」と発言
- 7 11 全日本仏教会、自民党本部に「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」首相宛て送付
- 同会は、「戦没者の追悼は、国家が特定の宗教にかかわって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに仰ぐ宗教によってなされるもの」であると言及
- 日米両首脳、キャンプデービットで外交・安保協議を強化することを内容とする共同声明発表
- 両首脳は、日米安全保障条約が50周年を迎えることを歓迎し、日米同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の礎であることを再確認し、戦略対話を強化するためアジア・太平洋に限定せず国際情勢に関する協議を強化することに合意。さらに、日米間の安保協力を強化し、安保環境の評価や兵力構成・兵力態勢、安保戦略、緊急事態での日米の役割と任務、平和維持に関する協力等、幅広い分野での話し合いを行うことで合意
- 8 2 野中弘務元幹事長、A級戦犯の靖国神社合祀について「神社そ

のものが分祀しない限り、政治や行政の力で分祀することは不可能である」と、中国外相との会談で中国政府に説明

- 8 13 小泉純一郎首相参拝、参拝談話で国立施設構想に言及  
 「今後の問題として、靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどのようにすればよいか、議論をする必要があると私は考えております」との談話発表  
 韓国政府、「繰り返し、憂慮を伝えたにもかかわらず、小泉首相が日本の軍国主義の象徴である靖国神社に参拝したことに深い遺憾を表す」との外交通商省スポークスマン声明発表  
 中国外務省王毅次官、阿南惟茂中国日本大使を同省に呼び、「中国政府と人民は強烈な憤慨を表す。……参拝は中日関係の政治的な基礎に損害を与え、中国人民とアジアの被害国人民の感情を傷つけた。両国関係の今後の健全な発展に影響を与える」と批判
- 2001 8 14 朝鮮民主主義共和国の国営朝鮮中央通信社、「日本帝国主義に敗北を宣告し、東条英機はじめ侵略戦争の張本人をA級戦犯として極刑に処した20世紀の歴史の公正な判決と21世紀の歴史展開の要求を無視する公然たる挑戦」と批判
- 11 1 「九州・山口小泉靖国神社参拝違憲訴訟」福岡地裁に提起  
 「大阪靖国参拝違憲確認等請求事件訴訟」大阪地裁に提起  
 首相の靖国参拝をめぐる一連の訴訟で、原告団に韓国の遺族が加わるのは初めて  
 宗教法人靖国神社を被告とするのも前例なし  
 「四国靖国参拝違憲確認等請求事件訴訟」松山地裁に提訴  
 小泉首相、首相官邸で「話にならんね。世の中おかしい人たちがいるもんだ。もう話にならんよ」と強く批判  
 福田官房長官、記者会見で「小泉純一郎の信仰の自由を妨げ

るというのは、それこそ憲法違反じゃないですか。……どこが憲法違反になるんですか。総理大臣である小泉純一郎が参拝したんですよ」と発言

- 11 2 「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」制定
- 12 7 「東京靖国神社参拝違憲訴訟」東京地裁に提訴
- 12 12 「千葉靖国神社参拝損害賠償事件訴訟」千葉地裁に提訴
- 12 13 福田康夫官房長官、記者会見の席上8月の小泉首相の靖国参拝について「公的か私的か分けるというのであれば、私的参拝というしかない」と述べ、一連の靖国参拝違憲訴訟に関連して「公式な制度にのっとったものではない。参拝が私的なものかどうかという区別があるのかどうかかわからないが、公式でないのは確かだ。」と述べる
- 12 14 官房長官の私的諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」設置
- 福田官房長官、「首相の靖国参拝は、首相の考えというか、心情で決めることだ。これと直接関係付けることはない。」と述べ、新施設が完成したからといって首相が靖国参拝をしないわけではない旨、強調
- 2002 4 21 小泉純首相、春季例大祭初日に参拝
- 「国のために尊い犠牲となった方々に対する追悼の対象として長きにわたって多くの国民の間で中心的な施設となっている靖国神社に参拝して、追悼の誠を捧げることは自然なことであると考えます」との所感を発表
- 中国の外務次官、「強い不満と断固たる反対」を政府に申し入れ韓国外交通商省、「深い遺憾の意」を表明

- 12 18 政府の「国際平和協力懇談会」、PKO協力法の定める国際連合  
平和維持活動参加五原則の見直し、多国籍軍への後方支援への  
参加を提言
- 12 24 「平和祈念懇談会」報告書提出
- 2003 1 14 小泉首相、靖国神社参拝
- 6 13 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国  
民の安全の確保に関する法律」、「改正自衛隊法」、「改正国家安  
全保障会議設置法」（所謂「有事関連三法」）制定
- 7 24 自民党政務調査会憲法研究会「憲法改正プロジェクトチーム」  
自民党の改憲要綱「安全保障についての要綱案」を発表
- ①国は、個別的自衛権及び集団的自衛権を有する
  - ②日本国は、①に掲げる自衛権行使のために、「自衛軍」を  
保持する
  - ③最高裁判所の下に、軍事規律上の犯罪に関する裁判を行う  
特別裁判所を設置する
  - ④内閣総理大臣は、防衛緊急事態、治安緊急事態、災害緊急  
事態が発生したと認めるとき、国家緊急事態を宣言するこ  
とができる
  - ⑤国民は、国家の独立と安全を守る責務を有する
  - ⑥国際貢献に必要と認められる場合、国会の承認を得て自衛  
軍の軍事力を行使する
- 8 1 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実  
施に関する特別措置法」制定
- 12 9 「イラク人道復興支援特措法」に基づき、基本計画策定
- 12 26 航空自衛隊第一次先遣隊、クウェートに向けて出発
- 2004 1 1 小泉首相、正月元旦に戦後初めて内閣総理大臣として靖国神社  
参拝、「初詣」と説明、「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳、玉  
串料の代わりに献花料を私費で支払う  
中国の王毅外務次官、在中国日本大使館の原田臨時代理大使を

呼び、「中国とアジア人民の反対を顧みず参拝したことに強い憤りを表明し、戦争被害国人民の感情を傷つける行為を強く非難する」と抗議

- 1 2 韓国の伊永寛外交通商相、高野韓国大使を外交通商省に呼び、遺憾の意を伝えた上で、「今後、首相の参拝がないよう韓国政府として強力に促したい」と、直接的表現で中止を求め、代替追悼施設の建設を要求
- 1 6 政府、国立戦没者追悼施設の具体化に当分の間着手しない方針を固める
- 2 27 「大阪靖国参拝違憲確認等請求事件訴訟」で、大阪地裁、一部却下、一部棄却判決
- 3 16 「四国靖国参拝違憲確認等請求事件」で、松山地裁、一部却下、一部棄却判決
- 4 7 「九州・山口小泉靖国参拝違憲訴訟」で福地裁、棄却判決（確定）

## 二 靖国神社への合祀問題

### 1. 靖国神社の性格と目的

戦後の靖国神社は、1945年12月28日に公布された「宗教法人令」に基づき、翌1946年9月7日、単立の宗教法人として敗戦後の再出発を果たしたが、さらに1951年2月23日の「宗教法人法」施行（「宗教法人令」廃止）に伴い、1952年8月1日、宗教法人靖国神社設立の広告を行い、同年9月30日、東京都知事の認証を受けた。

「靖国神社社憲」（昭和27年9月30日靖達第59号制定）前文は、靖国神社を定義し、「本神社は明治天皇の思召に基づき、嘉永6年以降国事に殉ぜられた人人を奉斎し、永くその祭祀を齎行して、その『みたま』を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため、明治2年6月29日創立せられた神社である。いやしくも本神社に職を奉ずる者は……祭祀を厳修し、祭神の遺族崇敬者を教導し、御社

運の隆昌を計り、以て万世にゆるぎなき太平の基礎を開き、本神社御創立のよって立つ安国の理想の実現に一意邁進しなければならない」と規定し、同神社社憲第2条は、「本神社は、御創立の精神に基き、祭祀を執行し、祭神の神徳を弘め、その理想を祭神の遺族崇敬者及び一般に宣揚普及し、万世にゆるぎなき太平の基を開き、以て安国の実現に寄与するを以て根幹のもくてきとする」と謳っている<sup>9)</sup>。

また、「宗教法人『靖国神社』規則」（昭和27年9月30日靖達第60号制定）第3条は、靖国神社の目的を規定し、「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた『安国』の聖旨に基き国事に殉ぜられた人人を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者……を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする」と定めている<sup>10)</sup>。

すなわち、靖国神社は、宗教法人法に基づき東京都知事の認証を受けて設立された宗教法人であり、宗教法人法第2条にいう「宗教上の教義、施設を備え、神道儀式に則った宗教団体」であって、「神道の教義をひろめ、儀式行事を行い、また、信者を教化育成することを主たる目的とする神社」である<sup>11)</sup>。

## 2. 合祀手続への国家の積極的関与

1976年1月に靖国神社から提出された「合祀基準と手続き」によれば、戦前の合祀手続は、戦没者が生じた場合、陸軍省及び海軍省の大臣官房内に高級副官を委員長に各部将校を委員にした審査委員会が設置され、出先隊長や連隊区司令官からの上申によって個別審査を行い、陸海軍大臣から天皇へ「上奏」し、天皇の裁可を経て合祀者が決定された。そして、それが官報に告示され、合祀祭が執行されたという。

戦後、一宗教法人となった靖国神社への合祀手続は、「終戦後の第一、第二復員局の資料及び厚生省經由各都道府県に照会して得た資料に基づき、旧陸海軍の取り扱った前例を踏襲して、合祀の取扱いを決定した」が、靖国神社が霊壘簿を作成する祭には、各府県の「世話課」等に再調査を依頼したという<sup>12)</sup>。

講和条約発効（1952年4月28日）半年後の1952年11月6日、日本遺族厚生連

盟（日本遺族会の前身）は、全国戦没者遺族第4回全国大会において靖国神社の慰霊行事に対する国庫支弁を求める決議を採択し、また1956年1月25日には日本遺族会が、靖国神社国家護持の決議を行い（以後、同会は大会ごとに国家護持の決議を行う）、同会を中心に靖国神社の国家護持ないし国営化の運動が国民の中に徐々に広まっていくのである。

戦後、国会において靖国神社合祀問題が初めて取り上げられるのは、1952年7月30日開催の衆議院「海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会」においてであるが、1955年6月22日開催の「参議院予算委員会」で、川崎秀二厚生大臣は、靖国神社の合祀経費の一部を遺族援護費として支出すべきだとの佐藤清一郎議員の質問に対して、「政教分離」の見地からして国が直接合祀に対して援助することはできないと答弁し、合祀経費への国庫賦与はできないとして、靖国神社への国家の関与を否定する立場を明言していたのである。

しかし、同年7月4日開催の衆議院「海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会」で、宮川孝夫文部省宗務課長は、「合祀にさいして靖国神社は復員局、今の引揚援護庁から名簿をちょうだいしてお祭りしている」と答弁している。

また、同年7月23日の衆議院「特別委員会」では池田権宮司は、「終戦から一年くらいの間に、各復員局にございました戦没者の方々の資料を全部神社にいただいております」と述べ、各府県の生活課への調査依頼費用について、「その費用は神社からは何も差し上げておりません」と答えている。

さらに、同年12月8日の衆議院「特別委員会」では、山下春江厚生政務次官が、「これまで靖国神社からの経歴照会等には回答し、これが合祀の促進に役立っていると考える。」と答弁し、合祀に関し国が深くかかわっていた事実を明らかにしている<sup>13)</sup>。

言うまでもなく、一宗教法人たる靖国神社のかかる合祀という宗教的事業に国が人的にも物的にも深くかかわることは、明らかに憲法第20条第1項にいう「特権の付与の禁止」に抵触するものといわざるを得ないが、さらに以下の事実によって憲法違反の実態が明らかとなる。

日本遺族会の決議、或いは国会における合祀問題に関する度重なる審議を受

けてか、政府は、公然と靖国神社合祀事務へ積極的に関与していくことになる。

1956年4月19日、厚生省引揚援護局長は、合祀事務協力のための文書「援発第3025号」を各都道府県宛てに通達している。その文書なるものの標題は、以下のとおりである。

#### 靖国神社合祀事務に対する協力について

標記について、別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」及び「昭和31年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要綱」により処理せられたく通知します。

通知先 都道府県  
写 復員連絡局  
同支部  
靖国神社

別冊第一「靖国神社合祀事務協力要領」第1項は、「復員業務関係諸機関は、法令に基くその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社……合祀事務の推進に協力する」と定め、第3項は「協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする」としている。

合祀手続に関して、同要綱第4項は、神社が「戦没者であって一定の合祀資格条件に該当する者及びその者の身上に関する事項」を引揚援護局に照会し、この照会に対して旧陸軍関係については都道府県が、旧海軍関係については引揚援護局並びに地方復員部がそれぞれ担当・調査し、当該結果を所定のカードに記載後、とりまとめて靖国神社に回付する。靖国神社は、回付されたカードに基づいて合祀者を決定し、春秋二季に合祀の祭典を執行するものとしている。



そして、引揚援護局及び都道府県の合祀事務処理に必要な経費については、同綱領第6項は、「国費負担とする。」旨、明記している。

別冊第二の標題は、「昭和31年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」となっており、都道府県は、当該「要領」にしたがって合祀事務手続を推進しており、靖国神社への合祀事務に各都道府県が深く関わったことは明らかである。

その後、『靖国神社問題資料集』によれば、別表第二と同様の通知が1971年2月2日付けで各都道府県知事宛てに、1972年2月28日付けで各都道府県民生主管部局長、沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長宛てに通知されたことを窺い知ることができる<sup>14)</sup>。

しかしながら、政府は、1985年11月の参議院予算委員会で、「1956年通達は憲法の政教分離に反する」との野田哲議員の質問に対して、通達そのものが不適切だったとして撤回してしまうのである<sup>15)</sup>。

### 三 内閣総理大臣の靖国神社公式参拝

#### 1. 靖国神社公式参拝に至る過程

##### 1. 靖国神社法案

前記「靖国神社関連史」を通してみてきたように、敗戦後、靖国問題が国政上大きくクローズアップされるようになったのは、早くも「講和条約」発効後の1952年11月6日、「日本遺族厚生連盟（現在の日本遺族会）」が、全国戦没者遺族第4回全国大会において靖国神社の慰霊行事に対する国費支弁を求める決議を採択したことを契機に、同会、神社本庁及び靖国神社が連携し、靖国神社を国営にし、国家による同神社維持の法案制定を求める運動を展開したことに始まる。1969年6月30日、自民党の手によって「靖国神社法案」がまとめられ、議員立法として国会に初提出されたが、強力な反対運動によって廃案となり、その後も同種法案が4回にわたり提出されたが、その都度廃案となったのである。

1974年6月、5回目の提出法案が廃案となったのを契機に靖国神社国家護持

推進派は、閣僚等を公的資格で靖国神社に参拝させ、これを慣行化させることによって靖国神社の特殊な地位を国民にアピールし、最終的に国家護持を事実上成し遂げる方向へと戦術転換を図ったのである。ここに、公式参拝運動が顕在化してきたのである。

## 2. 内閣総理大臣の靖国神社参拝への道

1975年8月15日、三木武夫首相は、総理として戦後初めて終戦記念日に参拝を実現したが、その際、三木首相は私人としての立場での参拝であることを強調し、私的参拝であることの要件として、①公用車を用いず、私用車を用いること、②記帳には氏名のみを記し、肩書きを付さないこと、③公職者を随行させないこと、④玉串料を国庫からしないこと、を掲げ、かかる4条件を厳守していた。

しかし、1978年8月15日、福田赳夫首相は、公用車を使用し、3名の公職者を随行し、「内閣総理大臣福田赳夫」と記帳して参拝したのである。但し、玉串料は私費で支払っている。これを請けて、同年10月17日、第85国会参議院「内閣委員会」において安部晋太郎官房長官は、政府統一見解として以下のよう述べ、玉串料の国庫支出以外の3要件を除外したのである。

すなわち、「内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であって、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。……神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであってあり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる」。

「先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じ

て公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない」。

「記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない」。

「気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない」。「当然のことながら、玉ぐし料は私費で支払われている<sup>16)</sup>」。

1980年8月15日、鈴木善幸首相もまた靖国神社に参拝したが、これに対して野党は一斉に反対の声をあげたのである。これを受けて、政府は、同年11月17日、参議院議院運営委員会理事会の席上、宮澤喜一官房長官が政府統一見解を説明し、公式参拝に事実上の制約を課したのである。

すなわち、「政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第20条第3項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである<sup>17)</sup>」。

### 3. 内閣総理大臣の公式参拝の実現

1980年12月18日、角田礼次郎内閣法制局長官もまた、参議院法務委員会で公式参拝に関する政府の厳格解釈を示している（前記年表参照）にもかかわらず、その後、公式参拝の既成事実化が、着実に推し進められていく。

鈴木首相は、1982年8月15日の参拝に際して公私の区別について明言を避け、中曽根康弘首相もまた、1983年4月21日の春季例大祭に参拝した折り、

「内閣総理大臣中曽根康弘」の参拝であるとして、公私の区別について明言しなかったのである。

かかる状況下において、1984年8月3日、内閣官房長官の私的諮問機関としての「閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会（靖国懇）」が、林敬三日赤社長を座長に発足し、翌1985年8月9日、藤波孝生官房長官に「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書」提出するに至った。同報告書は、周知のごとく、1977年の津地鎮祭最高裁大法廷判決を引用し、憲法第20条第3項によって禁止されない国およびその機関による宗教的活動または宗教上の行為が存在し得るとした上で、以下のように答申したのである。

「国民や遺族の多くは、戦後40年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設としており、したがって、同神社において、多数の戦没者に対して、国民を代表する立場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなわち、内閣総理大臣その他の国務大臣が同神社に公式参拝することを望んでいるものと認められる」。

「内閣総理大臣その他の国務大臣が靖国神社に公式参拝することについては、憲法第20条及び第89条のいわゆる政教分離原則との関係が問題となる。

この政教分離に関する解釈等については、津地鎮祭最高裁判決……が参考となるが、……〔右判決〕によれば、憲法第20条第3項によって禁止されない国及びその機関による宗教的活動又は宗教上の行為が存在し得ることは明らかである<sup>18)</sup>」。

報告を受けた政府は、藤波官房長官が、8月14日、次のような談話を発表した。

「8月15日は、『戦没者を追悼し平和を祈念する日』であり、戦後40年に当たる祈念すべき日である。この日、内閣総理大臣は靖国神社に内閣総理大臣としての資格で参拝を行う。

これは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえたものであり、その目的は、あくまでも、祖国や同胞等守るために貴い一命をささげられた戦没者の追悼を行うことにあり、それはあ

わせて我が国と世界平和への決意を新たにすることでもある」。

「〔靖国懇の〕報告書を参考として、慎重に検討した結果、〔戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結びつくのではないかとの懸念を招くことのないよう十分考慮し、公式参拝が戦没者の追悼とともに国際平和を深く念ずるものである旨、諸外国の理解を得るよう十分努力した〕方式によるならば、公式参拝を行っても、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した。したがって、今回の公式参拝の実施は、その限りにおいて、従来の政府統一見解を変更するものである<sup>19)</sup>」。

かくして、翌15日、中曽根首相は、既に見てきたように、公用車を使用し、藤波官房長官、増岡厚相を随行し、肩書記帳の上、供花料3万円を公金から支出し、本殿において一礼する方式で公式参拝を実施したのである。

#### 4. その後の動向

しかし、中曽根総理の公式参拝に対する内外からの猛烈な反発を受けて<sup>20)</sup>、同年11月19日、藤波官房長官は、秋季例大祭への首相の参列を延期する旨を発表し、以後首相の靖国神社参拝は途絶えたかに見えたが、1996年7月29日、時の首相である橋本龍太郎が首相として11年ぶりに参拝するのである。時あたかも、同年4月26日に橋本首相とクリントン大統領とによって「日米安全保障に関する共同宣言」が発表され、この中で1978年策定の「日米防衛協力のための指針（旧ガイドライン）」の見直しが約束され、また「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）」が締結されたことが想起されなければならない。

その後、2001年5月10日、小泉首相は衆議院本会議で8月15日に靖国神社を参拝すると明言し、8月13日、参拝を行い、「今後の問題として、靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどのようにすればよいか、議論をする必要があると私は考えております」との談話を発表したのである。この参拝をめぐり、全国で五つの違憲訴訟が提起されていることは、既に見てきたところである。

2004年1月1日、戦後、初めて元旦に内閣総理大臣として靖国神社参拝を果たした小泉首相は、参拝後記者団のなぜ元旦に参拝したのかとの質問に答えて、「初詣でという言葉があるように、日本の伝統じゃないですかね。多くの方々が各地の神社にお参りしています。いいことだと思います」と述べ、中国などの反発が予想されるのではないかととの質問に対しては、「どこの国でも、その国の歴史や伝統、慣習を尊重することに関して、とやかくは言わないと思います。そのへんは理解して頂けると思います。〔中国等も〕だんだん理解して頂けると思います。毎年参拝します」と答えている。

さらに、イラクに派遣される自衛隊の安全も祈念したかとの質問に対しては、「様々な気持ちを込めて。日本の安全と繁栄、日本の今日があるのは現在生きている方々の努力だけではない。戦争の時代に生きて、心ならずも命を落とさなければならなかった方々の尊い犠牲の上に今日の日本が成り立っているんだという思いと、平和のありがたさ、これからも日本が平和のうちに繁栄するように、様々な思いを込めて参拝しました」と応じている。

これに対し、1日、中国の王毅外務次官は、在中国日本大使館の原田親仁臨時代理大使を呼び、「中国とアジア人民の反対を顧みず参拝したことに強い憤りを表明し、戦争被害国人民の感情を傷つける行為を強く非難する。」と抗議している。

また、韓国の尹永寛外交交通商相は、2日、高野紀元韓国大使を外交交通省に呼び、遺憾の意を伝えた上で「今後、首相の参拝がないよう韓国政府として強力に促したい」と抗議し、異例の直接的表現で首相の靖国神社参拝の中止を求めている<sup>21)</sup>。

## 2. 靖国神社公式参拝をめぐる三つの違憲訴訟

### 1. 岩手靖国訴訟控訴審判決

#### 〈事実の概要〉

岩手県議会は、1979年12月19日、本件被告である同議会議員36名を含む議員39名の賛成により、天皇、内閣総理大臣等による靖国神社公式参拝の実現を要望する旨の以下の決議をおこなった。

## 靖国神社公式参拝について

靖国神社公式参拝を実現せられたい。

## 理由

靖国神社には平和のいはずえ250万英霊がまつられている。英霊に対し、尊崇感謝の誠を捧げ、国として公式儀礼を尽すことは、きわめて、当然のことであり、世界いずれの国においても行われている。

しかるに、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下のご参拝も、内閣総理大臣などの参拝もすべて個人的なものとして扱われ、また国際儀礼として当然の国賓の靖国神社参拝も行われていないことは、きわめて遺憾であり、速やかに国の代表並びに国賓の靖国神社公式参拝が実現されるよう強く要望する。

同年12月21日、本件被告たる同議会議長は、自己の名において作成した本件議決事項を内容とする意見書、請願書、陳情書を持参し被告議員らのうち8名を同行して上京し、右意見書を内閣総理大臣及び総理府総務長官に、請願書を衆参両議院議長に、陳情書を各政党にそれぞれ提出した。

その際、本件議決に基づき意見書等を印刷した費用及び被告らがその提出のために上京に要した費用7万6135円が、岩手県から支出された。これに対して、岩手県の住民である原告らが、本件議決の無効を主張して住民訴訟を提起した(甲事件)。1987年3月5日、盛岡地方裁判所は、内閣総理大臣等が公的資格で行う靖国神社参拝は政教分離原則反しないと判示したのに対して<sup>22)</sup>、原告らが控訴した。1991年1月10日、仙台高裁は、以下のように判示し、公式参拝が実現されるよう要望する旨の本件議決を違法とした<sup>23)</sup>。

## 〈判旨〉

靖国神社は、「主として、国事に殉じた人々を祭神として奉斎し神道の祭祀を行うことを目的とする点においては第二次大戦前と異なるところがないとはいえ、昭和27年9月以降宗教法人法上の宗教法人となり、合祀者の決定及びその祭祀は、国と関係なく、靖国神社が宗教法人としての自らの判断に基づいて行っているのである。したがって、内閣総理大臣等が公的資格において参拝することは、その主観的意図ないし目的が戦没者に対する追悼(それ自体は非宗

教的なものと同様に、これを客観的に観察するならば、右追悼の面とともに、特定の宗教法人である靖国神社の祭神に対する礼拝という面をも有していると考えざるをえないのである。けだし、靖国神社に祀られている戦没者の霊に対する追悼を目的とする参拝は、とりもなおさず靖国神社の祭神に対する畏敬崇拝の意を表す宗教的行為であり、両者を分別することはできないと考えられるからである」。

「公式参拝が実現すれば、第二次大戦前に国が創建した靖国神社に国が合祀した戦没者等の霊に対し、戦後、国の制度が変わったとはいえ、国が公式儀礼を尽さないのは納得できないとする感情を抱いている遺族及び国民の心情は、ある程度充足されるであろう。……しかしながら、内閣総理大臣等が公的資格において靖国神社に赴いて参拝するということになれば、その行為の態様からして、国又はその機関が靖国神社を公的に特別視し、あるいは他の宗教団体に比して優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせることは容易に推測されるところである。……靖国神社は宗教法人であって、その組織、運営に関する法的根拠は他の宗教団体と異なるところはないのである。したがって、国又はその機関が戦没者の追悼という名のもとであれ、宗教的色彩の濃厚な公式参拝という行為を通じて特定の宗教団体への関心を呼び起こすことは、政教分離の原則から要請される国の非宗教性ないし宗教的中立性を没却するおそれが極めて大きいといわざるをえない」。

「内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、その目的が宗教的意義をもち、その行為の態様からみて国又はその機関として特定の宗教への関心を呼び起こす行為というべきであり、しかも、公的資格においてなされる右公式参拝がもたらす直接的、顕在的な影響及び将来予想される間接的、潜在的な動向を総合考慮すれば、右公式参拝における国と宗教法人靖国神社との宗教上のかかわり合いは、わが国の憲法の掲げて立つ政教分離原則に照らし、相当とされる限度を超えるものと断定せざるをえない。したがって、右公式参拝は、憲法20条3項が禁止する宗教的活動に該当する違憲な行為といわなければならない」。



## 2. 大阪訴訟控訴審判決

### 〈事実の概要〉

1985年8月15日、当時の内閣総理大臣中曽根康弘（本件被告）は、公用車を用い靖国神社に公式参拝した。拝殿で「内閣総理大臣中曽根康弘」と記帳したうえ、本殿に昇殿し、戦没者の霊を祀った祭壇に黙祷した後深く一礼した。その際、「内閣総理大臣中曽根康弘」という名入りの生花一对の代金として供花料の名目で公費から3万円を支出し、靖国神社側に納めた。被告は、参拝後記者団に対して「内閣総理大臣の資格で参拝した。いわゆる公式参拝である。」と明言した。

これに対して、靖国神社に合祀された者の近親者である原告6名は、公式参拝は憲法第20条第1項・第3項及び第89条に違反しており、これによって政教分離原則に基づく利益、信教の自由（間接的強制も含む）宗教的人格権、宗教的プライバシー権、平和的生存権等を侵害され、精神的苦痛を被ったと主張し、国家賠償法第1条第1項、民法第709条、同法第710条に基づき、国及び本件被告に慰謝料を請求して出訴した。

1989年11月9日、大阪地裁は、憲法判断をせず、「本件公式参拝により具体的に信教を理由とする不利益な取扱いもしくは宗教上の強制を受けたものではないこと」、宗教的人格権は、「実定法上の根拠を欠くのみならず……法律上の権利ないし法的利益として客観的に把握」し得ず、権利保護の対象とはならないと判示し、請求を棄却した<sup>24)</sup>。

1992年7月30日、大阪高裁は、政教分離原則は、「国家と宗教の分離を制度的に保障し、もって、信教の自由を間接的に保障しようとするものであって、……国民各個人に対する具体的権利として保障したものではない」。国の機関が「政教分離原則に違反する行為をしたとしても、そのことのみから、直ちに、国民個人が、特定の宗教を強制され、信仰の自由に対する国民個人の具体的権利・利益が侵害されたものとは認め難い」と判示し、控訴を棄却したが、以下のように述べ、本件公式参拝は違憲の疑いがあるというべきであると結論している<sup>25)</sup>。

## 〈判 旨〉

本件公式参拝は、「靖国神社の行事とは無関係に、かつ、神職の主宰なしに行われたもので〔あること〕、……支出された供花料3万円は、靖国神社に納められたものではなく、被控訴人中曾根が、靖国神社の本殿に供えた生花の代金として支払われたものであること、……公式参拝したのは、靖国神社に合祀されている戦没者等の霊を慰めることを主目的としたもので、靖国神社ひいては神道を、援助、助長、促進することを主目的とするものではないこと」等、「本件公式参拝の目的、方法等に照らして考えれば、右本件公式参拝は、未だ、憲法20条3項所定の宗教的活動には該当せず、憲法20条3項、89条に違反しないと解する余地もないではない」。

しかし、「靖国神社は、東京都知事の認証を受けて設立された宗教法人（宗教団体）であって、そのための儀式・行事を行い、信者を教化・育成することを目的とし〔ていること〕……靖国神社の本殿や社殿において、参拝する行為は、それが、靖国神社の主宰するものではなく、かつ、戦没者の霊を慰めることを主目的とするものであっても、外形的・客観的には、神社、神道とかかわりをもつ宗教的活動であるとの性格を否定することはできないこと……わが国の衆議院法政局長等の政府機関は、かつて、内閣総理大臣やその他の国務大臣が、国の機関（公人）として、靖国神社に公式に参拝することは、憲法20条3項所定の宗教的活動に該当〔するとの〕……見解をとり、政府も、靖国懇報告が出されるまでは、公式参拝は、違憲ではないかとの疑いを否定できないとする見解をとっていたこと……〔国の機関〕が宗教団体である靖国神社に、公式に参拝することに対しては、強く反対する者があり、未だ、右公式参拝を是認する圧倒的多数の国民的合意は、得られていないこと……内閣総理大臣や国務大臣が、国の機関として、公式に、靖国神社に参拝した場合のわが国の内外に及ぼす影響は、極めて大きいこと……本件公式参拝は、一回限りのものとして行われたものではなく、将来も、継続して、内閣総理大臣やその他の国務大臣が、内閣総理大臣や国務大臣（すなわち国の機関）として、靖国神社に公式参拝することを予定してなされたもので、単に、儀礼的、習俗的なものとして行われたものとは、一概にいい難い」。

「被控訴人中曾根の行った本件公式参拝は、憲法20条3項所定の宗教的活動に該当する疑いが強く、公費から3万円を支出して行った本件公式参拝は、憲法20条3項、89条に違反する疑いがあるというべきである」。

### 3. 福岡靖国参拝損害賠償等請求事件訴訟判決

#### 〈事実の概要〉

2001年8月13日、内閣総理大臣小泉純一郎（本件被告）は、秘書官を伴って公用車で靖国神社に赴き、同神社参拝所において「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳した上で本殿に進み「一礼方式（祭神に一礼する方式）」により参拝し、「献花内閣総理大臣小泉純一郎」との名札を付した献花を行い、献花料として3万円を私費で支出した。

これに対して、原告らは、被告が内閣総理大臣として同神社に参拝したことは政教分離原則規定等に違反する違憲行為であって、これにより原告らの有する信教の自由、宗教的人格権及び平和的生存権が侵害され、精神的損害を被った旨主張し、国（被告）、本件被告に対して、それぞれ損害賠償を求めた。

2004年4月7日、福岡地裁は、原告らにの請求をいずれも棄却したが、以下のように述べ、本件公式参拝を違憲であると判示している。

#### 〈判 旨〉

靖国神社は、神道の教義を広め、春秋の例大祭や合祀祭等の儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とし、拝殿、本殿等の礼拝施設を備える神社であって、宗教団体（憲法20条1項後段、宗教法人法2条）に該当するものであり、同法に基づいて設立された宗教法人である。

本件参拝は、このような靖国神社の本殿等において、一礼して祭神である英霊に対して畏敬崇拝の心情を示すことにより行われた行為であるから、靖国神社が主宰するものでも神道方式に則った参拝方法でもなく、また、靖国神社に合祀されている戦没者の追悼を主な目的とするものではあっても、宗教とかかわり合いをもつものであることは否定することができない。

また、本件参拝当時、内閣総理大臣が国の機関として靖国神社に参拝することについては、他の宗教団体からだけではなく、自民党内及び内閣内からも強

い反対意見があり、国民の間でも消極的な意見が少なくなかったことに照らせば、一般人の意識においては、本件参拝を単に戦没者の追悼という行事と評価しているものとはいえず、また、前示のとおり憲法の政教分離規定は、明治維新以来国家と神道が密接に結びついて種々の弊害が生じたことへの反省の視点から設けられたものであって、神道を念頭においた規定であることに照らすと、一般人の意識において神道が他の宗教に比して必ずしも宗教としての認識が高くないものであるとしても、そのことをもって憲法20条3項にいう『宗教的活動』に該当するかどうかを判断するにあたって、神道の宗教的意義を否定するのは相当でないというべきである。

さらに、被告小泉は、本件参拝後も毎年1回の頻度で靖国神社に参拝し続け、『1年に1度と思っている』、『私が首相である限り、時期にはこだわらないが、毎年靖国神社に参拝する気持ちに変わりはない』と発言するなど、将来においても継続的に国の機関である内閣総理大臣として靖国神社に参拝する強い意志を有していることが窺われることからすれば、単に社会的儀礼として本件参拝を行ったとは言い難く、また国の機関である内閣総理大臣としての戦没者の追悼は、靖国神社への参拝以外の行為によってもなし得るものである。

靖国神社が前記認定の……性格を有していること、特に戦没者のうち軍人軍属、準軍属等のみを合祀の対象とし、空襲による一般市民の戦没者などは合祀の対象としていないことからすれば、内閣総理大臣として第2次世界大戦による戦没者の追悼を行う場所としては、宗教施設たる靖国神社は必ずしも適切ではないというべきであって、現に、被告小泉自身、本件参拝に際して発表した『小泉内閣総理大臣の談話』において、戦没者の追悼方法について議論する必要があるという認識を有している旨表明し、これを受けて政府は、本件参拝後に戦没者追悼のための公営施設の在り方を考えるための懇談会を設置し、検討を委ねていた。それにもかかわらず、被告小泉は、本件参拝後も継続的に靖国神社に参拝し、既に本件参拝を含めて4回も内閣総理大臣として靖国神社に参拝していることに照らせば、一般人に宗教的行為と捉えられること並びに参拝をすることについて憲法上の問題及び国民または諸外国からの批判等があり得ることを十分に承知しつつ、あえて自己の信念あるいは政治的意図に基づいて

本件参拝を行ったものというべきである。

そして、本件参拝は、三権の一角の行政権を担う内閣の首長である内閣総理大臣の地位にある被告小泉が、将来においても継続的に参拝する強い意志に基づいてなしたものであること、被告小泉は、本件参拝に際して日本の発展は戦没者の尊い命の犠牲の上に成り立っており、戦没者慰霊祭の日に靖国神社に参拝することによって、そのような純粋な気持ちを表すのは当然である旨述べていること、本件参拝直後の終戦記念日には、前年の2倍以上の参拝者が靖国神社に参拝し、閉門時間が1時間延長されたことなどからすれば、本件参拝によって神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するような効果をもたらしたというべきである。

以上の諸事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すると、本件参拝は、宗教とかかわり合いをもつものであり、その行為が一般人から宗教的意義をもつものと捉えられ、憲法上の問題のあり得ることを承知しつつされたものであって、その効果は、神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するものというべきであるから、憲法20条3項によって禁止されている宗教的活動に当たると認めるのが相当である。

……したがって、本件参拝は憲法20条3項に反するものというべきである。

### 3. 内閣総理大臣の靖国神社公式参拝の違憲性

#### 1. 目的効果基準

「目的効果基準」は、国家と宗教とのかかわり合いの許容限度を画する基準として、アメリカ合衆国最高裁の判例理論から形成された司法審査基準である。

1971年、教会系の初等及び中等学校における教師の件費及び教材費を公金から学校に償還することを定めたペンシルヴァニア州法を違憲としたLemon v. Kurzman<sup>26)</sup>で展開された三基準のテストによれば、第一に、法律は世俗的立法目的 (secular legislative purpose) を有するものでなければならない。第二に法律の主要な又は基本的効果 (principal or primary effect) は、宗教を助長、援助、促進するものでも抑圧、圧迫するものであってはならな

い。第三に、法律は宗教に対する政府の過度のかかわり合い (excessive governmental entanglement) を助長してはならない。そして、政府と宗教とのかかわり合いが過度になっているか否かを決定するためには、利益を受ける組織の性格および目的、州が与える援助の性質、そして政府と宗教機関との間に結果として生ずる関係が検討されなければならないとする (ここでは、津地鎮祭際高裁判決が採用している主観的要素はまったく排除されている点に注目しなければならない)<sup>27)</sup>。

日本においては、津地鎮祭最高裁大法廷判決<sup>28)</sup> の法廷意見がかかる基準を採用し、地鎮祭を合憲として以来、右基準に対する批判が主張されている。高柳信一教授は、合衆国最高裁判例の分析を通して、目的効果基準は福祉国家原理の基本にかかわる問題の解決と形式的完全分離説とを調整する必要がある場合にのみ採用されるべき基準であって、国が主体となって宗教的行為を行うような場合には採用されるべきではないと主張する<sup>29)</sup>。

これに対して、目的効果基準を新たな観点から見直し、国家と宗教との係わり合いを最小限度にとどめる基準として採用しようとする学説が有力に主張されている<sup>30)</sup>。

津地鎮祭際高裁判決の反対意見が、絶対的分離説の立場から目的と効果を検証しているように、政教分離原則違反の有無に関する判断基準として、絶対的分離説の立場に立ちつつ目的効果基準を採用することは、可能であるばかりでなく、有用なものと考えられる。問題は、右基準をいかに適切に適用するかにかかっており、適用に関していうならば、*Lemon*判決で示された三基準を厳格且つ個別的に検討することにより合憲性を判断する、という方法が要請されるものと考えられる。

## 2. 靖国神社の宗教団体性

すでに述べたように、靖国神社は、宗教法人法に基づき東京都知事の認証を受けて設立された宗教法人であり、宗教法人法第2条にいう「宗教上の教義、施設を備え、神道形式に則った宗教団体」であり、「神道の教義を広め、儀式行事を行い、また、信者を教化育成することを主たる任務とする」宗教団体で

ある。

### 3. 内閣総理大臣の公式参拝の宗教活動性

靖国神社の本殿には、礼拝の対象たる戦没者の霊である祭神が奉斎されている。国の機関たる内閣総理大臣が、宗教法人たる靖国神社の宗教的施設においてその祭神に礼拝することは、単に儀礼的行為に止まらず、典型的な宗教的行為に該当する。仮に、公式参拝の目的は、「戦没者の慰霊および遺族の慰謝」にあり、世俗的目的であると主張し得たとしても、愛媛玉串料訴訟最高裁大法廷判決<sup>31)</sup>が指摘するように、「戦没者に敬意と感謝を捧げる」こと、さらにまた「戦没者の慰霊及び遺族の慰謝ということ自体」は、「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」のである。

内閣総理大臣が、公的な資格で靖国神社に繰り返し参拝すれば、一般人は、靖国神社が他の宗教団体に対して優越的地位を国家によって与えられているものと評価し、靖国神社という特定の教義への関心呼び起こすものといわざるを得ない。また、他の宗派に所属する当該宗派の構成員は、宗教的差別であると認識評価することになる。すなわち、仮に目的は世俗的であると主張し得たとしても、その主要な効果は、宗教団体である靖国神社を援助、助長するものであり、他の宗派に対する差別、圧迫へと連なるのである。

さらに、公式参拝への軌跡を概観してきた過程で明らかにしたように（靖国神社関連史参照）、公式参拝賛成派と反対派の対峙という政治的・社会的な対立は、「政治的かかわり合い (political entanglement)」のテストに明らかに抵触するものといわざるを得ない。

以上の諸事情を勘案した場合、内閣総理大臣が靖国神社に公式参拝することは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果は特定の宗教を助長、援助し、これによってもたらされる国と靖国神社とのかかわり合いは、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし、相当とされる限度をはるかに超えるものであって、憲法第20条第3項にいう宗教的活動に当たると言わざるを得ない。

#### 4. 遺族の被侵害利益 — 宗教上の人格権 —

元来、肉親の死に対して遺族がどのように悲み、また追悼するかは、国家が干渉すべきではない個人的なことがらである。内閣総理大臣が靖国神社に公式参拝し、戦没者を追悼・慰霊する行為は、国家自らが戦没者の「死の意味づけ」を行い、遺族に対してそれを強制することになり、遺族が他者からなら干渉されることなく静謐な宗教的あるいは非宗教的環境の下で肉親の死を意味づけし、戦没者への思いを巡らせる自由を侵害するものである。かかる行為は、憲法第19条が保障する「思想・良心の自由」、憲法第13条にいう「プライバシー権」、ひいては憲法第20条が保障する「信教の自由」そのものを侵害することになる。

「宗教上の人格権」をめぐって争われた自衛官合祀訴訟において、第一審山口地裁は、「親しい者の死について静謐の中で宗教上の思考を巡らせ、行為をなす利益」として、宗教上の人格権を認め<sup>32)</sup>、第二審広島高裁もこれを支持した<sup>33)</sup>。

山口地裁は、次のように判示している。すなわち、「一般に人が自己もしくは親しい者の死について、他人から干渉を受けない静謐の中で宗教上の感情と思考を巡らせ、行為をなすことの利益を宗教上の人格権の一内容としてとらえることができる」と解される。人が自己の死に対してもこれを肯定しうるかは一応問題となる。しかし、人は現世において自己に最も近い者として配偶者と共同の生活を営み、精神生活を共同にするものであるから、配偶者の死に対しては自己の死に準ずる程の関心を抱くのは通常であり、従って他人に干渉されることなく故人を宗教的に取扱うことの利益も右にいう人格権と考えることが許されると解される」。

もっともこれに対して、最高裁は、信教の自由は「自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為」に対し、それが強制や不利益の付与を伴わない限り、「寛容であることを要請している」とし、「原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰を送るべき利益なるもの」は、法的利益として認められないと判示し、原判決を破棄し、第一審判決を取り消し、被上告人（原告）の請求を棄却している<sup>34)</sup>。



しかし、本件判決の反対意見を書いた伊藤正己裁判官の以下の意見が注目される。すなわち、「私は、現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されない利益もまた、不法行為法上、被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える。この利益が宗教上の領域において認められるとき、これを宗教上の人格権あるいは宗教上のプライバシー権ということもできるが、それは呼称の問題である。これを憲法13条によって基礎づけることもできなくはない。私は、そのような呼称や憲法上の根拠はともかくとして、少なくとも、このような宗教上の心の静謐を不法行為法上の法的利益として認めうれば足りると考える。社会の発展とともに、不法行為法上の保護利益は拡大されてきたが、このような宗教上の心の静謐の要求もまた現在において、一つの法的利益たるを失わないとあってよい。……〔宗教的な〕心の静謐は、人格権の一つということができないわけではないが、まだ利益として十分強固なものとはいえず、信仰を理由に不利益を課したり、特定の宗教を強制したりすることによって侵される信教の自由に比して、なお法的利益として保護の程度が低いことは認めざるをえないであろう。しかし、そうであるからといって、宗教的な心の静謐が不法行為法における法的利益に当たることを否定する根拠となりえないことはいうまでもない」。

#### 四 追悼・平和祈念懇談会『報告書』

##### 1. 報告書の内容<sup>35)</sup>

2002年12月24日に追悼・平和祈念懇談会が発表したか「報告書」の要旨は、以下のとおりである。

##### 1. はじめに

21世紀を迎えた今日、国を挙げて追悼・平和祈念を行うための国立の無宗教の恒久的施設が必要である。

## 2. 施設の必要性

いわゆる9・11に見られるような世界平和への新たな挑戦が生まれている現在、平和についての国民の関心も高まっており、さらに近隣諸国等も国際社会における日本の今後の在り方に注目している。戦争も戦後の混乱等も知らない若い世代へ向けて、「戦争と平和」に思いを巡らし、「平和国家」日本の担い手としての自覚を改めて促す節目である。日本は、他国と共生しつつ、追憶と希望のメッセージを内外に示す必要がある。

戦後の日本は、日本国憲法の下で「平和国家」として再生したが、「戦争と平和」に関する戦前の日本の来し方について、また、戦後の国際的な平和のための諸活動の行く末について、戦後の日本はこれまで国内外に対して必ずしも十分なメッセージを発してこなかった。そこで、21世紀の日本は国家として平和得への誓いを内外に発信すべきである。

戦後、日本は、日本国憲法に基づき恒久平和を希求するようになったが、その後も日本の平和と独立を守り、国の安全を保つための活動や日本の係わる国際平和のための活動における死没者が少数ながら出ている。

積極的に平和を求めるとに行われなければならないことは、まず、過去の歴史から学んだ教訓を礎として、すべての戦没者を追悼し、戦争の惨禍に深く思いを致し、不戦の誓いを新たにした上で平和を祈念することである。

ただし、国家として歴史や過去についての解釈を一義的に定めることにはしない。国民は、一人一人の心の中にある個性豊かな「戦争と平和」の思いを国が提供する追悼・平和祈念の象徴的施設で改めて認識し直す契機を持つことになる。この施設において、国民一人一人、死没者を悼み、戦争の悲惨を思い、平和構築への思いを新たにすることになる。

## 3. 施設の基本的性格

この施設は、明治維新以後に日本の行った戦争における死没者および戦後、日本の平和と独立を守り国の安全を保つための活動や日本の係わる国際平和のための活動における死没者を追悼し、戦争の惨禍に思いを致して不戦の誓いを新たにし、日本および世界の平和を祈念するための国立の無宗教の施設であ

る。

追悼の対象は、国のために戦死した将兵に限らない。これらの中には、既存の慰霊施設による慰霊の対象になっていない人も数多い。

戦争の惨禍に思いを致すという点では、理由の如何を問わず過去に日本の起こした戦争のために命を失った外国の将兵や民間人も、日本人と区別するいわれはない。

戦後の日本にとって、日本の平和と独立を害したり国際平和の理念に違背行為をした者の中に死没者が出て、この施設における追悼対象とはならない。

施設における追悼は、「死没者を悼み、死没者に思いを巡らせる」という性格のものではないのであって、死没者一般がその対象になり得るといふにとどまり、具体的な個々の人間が追悼の含まれているか否かを問う性格のものではない。

施設は、憲法に定める政教分離原則に反しないよう、宗教性を排除した性格のものでなければならず、各自が自由な立場から各人の望む形式で追悼・平和祈念を行うことが保障されなければならない。

#### 4. 既存施設との関係

靖国神社は、宗教法人の宗教施設であって、新たな施設は無宗教のそれである。この性格の違いは、異なった社会的意義を保障するものである。

千鳥が淵戦没者墓苑は、遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を納めた施設であり、新たな施設とは趣旨、目的は全く異なる。

#### 5. 施設の種類等

明るい公園風のスペースで、集会ないし式典ができるような広場があり、その一角に追悼・平和祈念にふさわしい何らかの施設があることが望ましい。

#### 6. 坂本多加雄委員の参考意見

靖国神社は、宗教法人法上、一民間宗教団体であるが、国民の大多数は同神社への首相参拝その他の形で公的な追悼の義務を果たすべきである。したがっ

て、新しい施設建設の必要性・必然性はない<sup>36)</sup>。

(傍線、筆者)

## 2. 報告書に対するいくつかの疑問点

### 1. 自己決定権との関係

第一に、憲法第13条は、個人が「一定の重要な私的事柄について、公権力から干渉されることなく、自ら決定する権利」、所謂「自己決定権」を保障している。たとえ、無宗教の施設であろうと国家が戦争による死に対して「国際平和のための活動における死没者」という意味づけをし、追悼・祈念する施設を設けることは、死没者の遺族はもとより、国民一般に向かって「敬意と感謝」をもってその死を賛美あるいは顕彰するよう強いる怖れがあるのではなかろうか。前叙のように、そもそも肉親の死に対して遺族がどのように悲しみ、また追悼するかは、それがまったく無（非）宗教的なそれであろうと宗教的なそれであろうと、公権力が介入・干渉することがらではなく、あくまで個人的な次元の問題であって、国家の次元まで引き上げられる事項ではないのではなかろうか。

第二に、無宗教の施設であって、仮に第一の疑問点が解消され、「何人もわだかまりなく追悼の誠を捧げる平和を祈念することのできる」施設であったとしても、追悼施設に合葬（報告書にはいかなる形式で祀られるのかについて何等言及していない）されるか否かに関し、残された遺族への合葬することについてのあらゆる情報開示並びに合葬されるか否かについての遺族の同意が不可欠であろう。すでに述べたように、戦後の靖国神社への戦死者合祀に関しては、国が積極的に深く関与してきたことは、歴史的事実であり、あまつさえ残された遺族のあづかり知らないところで平然と戦死者のみならず遺族のプライバシー権は、まったく顧みられることがなかったのである。

### 2. 愛国心高揚の施設になる怖れはないか

周知のごとく、1999年8月13日、「国旗及び国歌に関する法律」が、小淵政権下で制定され、学習指導要領を通し、事実上強制力をもって国旗掲揚並びに君が代斉唱が実施された。報道によれば、全国11府県172ヶ所の小学校で6年

生の社会科の「学習の記録」で三段階評価がなされているという<sup>37)</sup>。さらには、愛国心を明記すべく「教育基本法」改正問題もすでに国会において論議されているのが実情である<sup>38)</sup>。

報告書は、新たな施設の必要性に関して述べている箇所でも、「国内においても、とりわけ戦争も戦後の混乱等も知らない世代が国民の大半になることが予想される今こそ、この若い世代へ向けて、『戦争と平和』に思いを巡らし、『平和国家』日本の担い手としての自覚を改めて促す節目のとき」と述べている。報告書が掲げる「追悼・平和祈念を行うための」施設の目的ないし性格のうち、「追悼」が戦争による犠牲者を「平和のための犠牲者」とし、敬意と感謝をもって顕彰することであり、「平和祈念」が戦争が「平和のため」であり、犠牲もまた「平和のためいたしかたなかった」ものとして正当化することは、戦争そのものを正当化、合法化することに繋がる。とするならば、「武力による平和」構築を愛国心の名の下に培うためという次世代の国民教育の施設となる可能性をまったく払拭し得ないのではないかとの疑問が残る。

### 3. 新たな犠牲者のための施設になり得ないか

一連の「有事法制」の整備及びイラクへの自衛隊派兵に伴う新たな戦争犠牲者の受け皿としての役割が追悼・平和祈念施設に担わされるであろうことは、国立追悼施設構想が浮上してきた政治的経緯或いは追悼・平和祈念懇談会の議事録を読めば明らかであり、「戦争をしない国家」を目指す平和憲法の立場から新たな施設の建設は疑問視せざるを得ないであろう。

### 4. 既存施設との関係の不明確性

報告書は、靖国神社及び千鳥が淵戦没者墓苑の存立そのものを認める内容となっており、新施設と既存施設との関係が明らかにされておらず、特に靖国神社との関係で言えば、靖国神社の対案になり得ないことが指摘されよう。

## まとめに代えて

すでに述べてきたように、死没者を悼む心は、国民一人一人誰しも同じであることに違いはないであろう。しかし、肉親の死に対して遺族がどのように悲しみ、追悼するかは、それが宗教的なものであろうと無宗教的或いは非宗教的なものであろうと、本来公権力が介入または干渉することがらではない。それは、あくまで個人的な次元の問題であって、国家の次元にまで引き上げられる事項とは考えられない。

テッサ・モーリス＝スズキ教授（オーストラリア国立大学）は、国家が特定宗教と関係のない新しい記念碑を造り、当該施設で記念の儀式を行うことは、国家のために戦死を記憶する「普通のナショナリズム」のモデルの再創造になる。特定宗教とつながりのない新しい記念碑であれば、靖国神社における国家記念行事よりは近隣諸国からは反発されることが少ないと考えられる。しかし、それこそが、「我々の死者」と「彼らの死者」との間に境界線を引くことになる。自国の戦死者のみを記憶する装置は、他者或いは少数者排除する狭隘なナショナリズムを継承する装置になり得る危険性を内在するものである旨、指摘している<sup>39)</sup>。

## 註

- 1) 2001年8月14日付朝日新聞朝刊14版3面。
- 2) 2001年12月20日付朝日新聞朝刊14版4面。
- 3) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuito/kaisai-dexhtml>
- 4) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuito/kantei/02124houkoku.html>
- 5) <http://www.ndu.edu/inss/press/Spelrepts/pubs SpRts.html>
- 6) 1999年8月7日付毎日新聞朝刊14版1面。
- 7) 1999年8月15日付朝日新聞朝刊14版2面。
- 8) 表作成にあたって、国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』（調査資料76-2）（1976）、大江志乃夫『靖国神社』岩波新書（1984）、『緊急特集・靖国神社公式参拝』ジュリスト848号（1985）、田中伸尚『靖国の戦後史』岩波新書（2002）、歴史学研究会編『世界史年表』岩波書店（1994）、『朝日新聞縮

刷版』、『毎日新聞縮刷版』、『読売新聞縮刷版』、靖国神社のホームページ (<http://www.yasukuni.or.jp>) 等を参照した。

- 9) 『緊急特集・靖国神社公式参拝』ジュリスト848号臨時増刊(1985年)154頁参照。
- 10) 前掲書155頁参照。
- 11) 損害賠償請求控訴事件、大阪高裁(ネ)2352号、平4・7・30民3部判決、判時1434号38頁。
- 12) 国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』(1976年)3頁以下。
- 13) 前掲書25頁以下、田中伸尚『靖国の戦後史』(2002年)61頁以下参照。
- 14) 前掲註4『靖国神社問題資料集』231頁以下参照。
- 15) <http://www1.odn.ne.jp/aa199510/yasukuni/31.4.19.htm>
- 16) 『緊急特集・靖国神社公式参拝』ジュリスト848号臨時増刊(1985年)115頁。
- 17) 前掲書115頁。
- 18) 前掲書110頁以下。
- 19) 前掲書121頁。
- 20) 1985年8月8日付朝日新聞朝刊第14版3面。
- 21) 2004年1月3日付朝日新聞朝刊第14版1面、3面。
- 22) 盛岡地裁昭和62年3月5日判決、判時1223号30頁。尚、本件判決について桐ヶ谷章・藤田尚則「岩手靖国訴訟—公式参拝・公金支出の合憲性—」創価法学第17巻第3・4合併号(1988年)43頁以下参照。
- 23) 仙台高裁平成3年1月10日判決、判時1370号3頁。
- 24) 大阪地裁平成元年11月9日判決、判時1336号45頁。
- 25) 大阪高裁平成4年7月30日判決、判時1434号38頁。尚、本件判決について拙稿「内閣総理大臣の靖国神社公式参拝」別冊ジュリスト154号『憲法判例百選[第四版]』(2000年)104頁以下参照。
- 26) 403 U. S. 602 (1971).
- 27) *Id.* at 612—15. 尚、アメリカにおける国教禁止条項をめぐる司法審査基準の詳細については、桐ヶ谷章・藤田尚則『政教分離の日米比較』(2000年)276頁以下参照。
- 28) 最高裁大法廷昭和52年7月13日判決、民集第31巻第4号533頁。
- 29) 高柳信一「国家と宗教—津地鎮祭判決における目的効果論検討—」法学セミナー増刊『思想・信仰と現代』(1977年)10頁以下参照。
- 30) 笹川紀勝「信教の自由と政教分離の関係」ジュリスト771号(1982年)38頁以下、長尾一紘『『忠魂碑』と政教分離の原則』判例評論第290号(1983年)179頁以下、芦部信喜「国家と宗教」月刊法学教室第52号(1985年)13頁以下参照。
- 31) 最高裁大法廷平成9年4月2日判決、民集第51巻第4号1673頁。

- 32) 山口地裁昭和54年3月22日判決、判時921号44頁。
- 33) 広島高裁昭和57年6月1日判決、判時1046号3頁。
- 34) 最高裁大法廷昭和63年6月1日判決、民集第42巻5号277頁。
- 35) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/kettei/021224houkoku>
- 36) 報告書に関して、菅原伸郎編著『戦争と追悼 — 靖国問題への提言 —』八朔社（2003年）所収論文参照。
- 37) 2003年5月3日付朝日新聞朝刊第14版1面。
- 38) 例えば、2003年10月30日付朝日新聞朝刊第14版4面参照。
- 39) テッサ・モーリス＝スズキ「記憶と記念の強迫に抗して — 靖国公式参拝問題によせて —」『世界』（2001年10月号）40頁以下。

※本稿は、拙論「靖国神社と戦没者慰霊問題」（創価法学第33巻第3号）（2004年）に創価法学会の許可を得て、加筆・訂正し、2004年11月13日「第49回宗教法学会」で発表したものである。